

平成 30 年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（令和 2 年（2020 年）3 月 24 日現在）

1. 監査のテーマ

上下水道局の事業に係る財務事務の執行及び経営管理について

2. 監査の実施期間

平成 30 年 6 月 27 日から平成 31 年 2 月 15 日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第 252 条の 37 第 5 項】	是正、改善が求められるもの	24 件	26 件
監査の意見 【地方自治法第 252 条の 38 第 2 項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	38 件	43 件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。

(講じた措置の内容等は別紙「平成30年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
総務部 行政総務課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
総務部 契約検査課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 総務課	3	3 (100%)	0	0	0	0	5	4 (80%)	1 (20%)	0	0	0
上下水道局 経営企画課	9	8 (89%)	1 (11%)	0	0	0	26	17 (65%)	9 (35%)	0	0	0
上下水道局 窓口課	7	6 (86%)	1 (14%)	0	0	0	4	4 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 給排水サービス課	4	4 (100%)	0	0	0	0	3	2 (67%)	1 (33%)	0	0	0
上下水道局 浄水課	1	1 (100%)	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 下水道建設課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 下水道管理課	1	1 (100%)	0	0	0	0	1	0	1 (100%)	0	0	0
上下水道局 下水道施設課	1	1 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	26	24 (92%)	2 (8%)	0	0	0	43	31 (72%)	12 (28%)	0	0	0

(凡例)

- 措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。
対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。
不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。
未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。
相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

5. その他

その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

(令和2年3月24日現在 対応中のもの)

監査の結果又は意見の概要	担当課
管理指標の取り扱いについて	経営企画課
業務指標の活用について	経営企画課
人材育成・組織体制の確保・強化について	総務課
不明水対策について	給排水サービス課 下水道管理課
定期的な料金水準見直しのルール化について	経営企画課
料金算定時における資産維持費について	経営企画課
延滞金の取り扱いの整理について	窓口課
経営シミュレーションと「豊中市水道整備計画」及び「豊中市下水道ストックマネジメント計画」の関係について	経営企画課
投資に充当する財源のわかりやすい開示について	経営企画課
固定資産の除却に係る会計処理について	経営企画課
工具器具備品の実地たな卸について	経営企画課

水道事業の料金の改定について	経営企画課
下水道事業の使用料の改定について	経営企画課

平成30年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(令和2年(2020年)3月24日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
I 経営管理全般								
7	65ページ	繰入金算定過程の効率化について	上下水道局各課が作成した各種元データをベースに、経営企画課が一般会計繰入金金額を算定しているが、各課からのデータを経営企画課で再入力する手順が含まれている。入力の回数が増えることによって入力間違いのリスクも高まることになるため、各課からのデータをそのまま利用できるような仕組みを構築していくことが望ましい。	○		経営企画課	繰入金の算定に用いる共通入力フォーマットを作成しました。次回決算時から、これを局内で共有し、運用していきます。	措置済
II 収入及び債権管理								
15	87ページ	「調査の同意書」の徴取及び財産調査の実施について	水道料金等滞納整理事務取扱において、債務者より同意が得られた際には、「調査の同意書」を徴取したうえで債務者の収入及び資産等の状況を確認する旨を定めているが、現状、「調査の同意書」がほとんど徴取されておらず、水道料金等に係る財産調査を実施した実績はない。これは強制徴収公債権である下水道使用料についても同様であり、上下水道局として、財産調査をはじめ、差押えや強制執行手続等の法的手続を採った実績はない。今後、「分割納付誓約書」により分納計画を承認する場合や少額分納を認める際には、「調査の同意書」の提出を併せて求めるとともに、滞納期間が長期にわたる場合や滞納額が高額となる債務者に対しては、原則として「調査の同意書」を入手する等、入手を前提とした運用とする必要がある。また、使用者間の公平性を図るためにも、今後、必要に応じて、適宜、財産調査を実施していく必要がある。	○		窓口課	令和元年度は、滞納整理フローの見直し及び「水道料金等滞納整理事務取扱要綱」の改正を行い、12件(2月29日現在)の「調査の同意書」の徴取を行いました。必要に応じて財産調査を実施します。運用を通じて改良を実施し、令和2年度からは、分納約束時に財産調査に同意する項目を含めた「収支申立書」を徴取します。	措置済
16	89ページ	少額分納承認時における「収支申立書」の徴取について	豊中市債権管理マニュアルによれば、生活困窮のため納付困難との申し出により、少額分納を受けた場合は、「収支申立書」により収支とその根拠書類の提出を受けるものとされているが、現状、「収支申立書」の提出を求めている。使用者間の公平性を図るためにも、納付が困難な債務者に対しては、「収支申立書」及びその根拠資料の提出を求め、自らの経済実態を債務者の責任で説明するよう説得することが重要である。今後、生活困窮のため納付が困難との申し出に対しては、「収支申立書」の提出を原則とするよう運用を改める必要がある。	○		窓口課	令和元年度は、滞納整理フローの見直し及び「水道料金等滞納整理事務取扱要綱」の改正を行い、11件(2月29日現在)の「収支申立書」の徴取を実施しましたので、生活困窮であるかどうかを判断し、状況に応じた対応を行います。運用を通じて改良を実施し、令和2年度からは、分納約束時に財産調査に同意する項目を含めた「収支申立書」を徴取します。	措置済
17	90ページ	徴収猶予及び執行停止等の徴収猶予策の実施について	徴収猶予への対応方針では、条件に合致する場合には、水道料金及び下水道使用料の徴収を猶予することとしているが、現状、当該徴収猶予を実施した実績はない。窓口課によると、納付意欲の向上につながると判断される事案がないため実績がないとのことである。しかし、債務者の納付意欲の向上を判断する基準が明確ではなく、かつ資力が乏しい債務者であれば、納付意欲を示したとしても実現される保証がない。一方で、限られた職員を納付能力のある債務者に注力させ、より実効性のある徴収業務を行うためにも、納付意欲の向上に囚われず、徴収猶予を認めることも考えられる。今後、徴収業務の効率性向上等の観点も踏まえ、徴収猶予の対象を再検討することが望ましい。	○		窓口課	平成30年度に、滞納整理フローの見直しを行い、「収支申立書」や調査結果から、生活困窮のために完納の見込みがたたないと判断する場合に、徴収猶予の対応として、滞納した料金等の請求を保留できることとしました。令和元年度は、見直し後の滞納整理フローに基づき、1件(2月29日現在)の徴収猶予を実施しました。運用を通じて改良を実施し、生活困窮のうち徴収猶予を実施する目安を、滞納整理フローに加えました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
19	93ページ	破産更生債権等の取り扱いについて	破産更生債権等には、破産手続開始が決定された債権も含まれるが、現状合っていない。また、不納欠損処理は、予算編成時点において破産手続が開始されている債権のうち破産手続が完了したものを対象として行っているため、予算編成後に破産手続が開始され、完了した債権については対象とされていない。 今後、年度末までに破産手続が完了した債権については、原則として不納欠損処理の対象とするとともに、破産手続開始が決定されているものの、破産手続が完了していない債権については、投資その他の資産の区分に、破産更生債権等として別掲する必要がある。	○		窓口課	(予算) 令和2年度予算において、破産手続が開始されている債権額を破産更生債権として計上しました。 (決算) 平成30年度決算水道会計、下水道会計の貸借貸借表の「投資その他の資産」に「貸倒引当金」として破産更生債権を計上しました。	措置済
20	97ページ	措置内容について	平成25年度包括外部監査における指摘事項について、措置内容の実施状況を検討したところ、措置済とされているにも関わらず、指摘事項の趣旨に照らして十分な運用がなされていないものがある。 ア)「分割納入誓約書の徴取について」に対する措置内容については、「債務承認書を徴取しておく必要がある」との指摘であるが、現状、債務承認書が徴取されていないことを踏まえると、結果的に、指摘事項に照らして十分な運用がなされているとはいえない。 イ)「地方公営企業会計における貸倒引当金の計上について」に対する措置内容については、本来、年度末までに破産手続等の法的整理が開始された債権のうち、不納欠損処理による債権消滅の対象とならない債権を、破産更生債権等として区分して貸倒引当金を設定すべきであるが、なされていないことから、結果的に、指摘事項に照らして十分な運用がなされているとはいえない。 ウ)「不納欠損処理の基準について」に対する措置内容については、「調査の同意書」をほとんど徴取しておらず、結果的に、指摘事項に照らして十分な運用がなされているとはいえず、債権管理業務としても十分ではない。	○		窓口課	ア)滞納者から分割納付約束を受ける際には、完納計画が立たず「分割納付誓約書(債務承認書を兼ねる)」の提出がなされない場合でも、「債務承認書」を単独で提出させるよう運用を改善しました。 滞納整理フローの見直し及び「水道料金等滞納整理事務取扱要綱」の改正を行いました。(平成31年3月) イ)整理番号19のとおり措置しました。 ウ)整理番号15のとおり措置しました。	措置済
III 支出								
26	109ページ	委託料の積算根拠の明確化について	出納窓口業務委託の委託料は、協議により決定されているが、当該協議の内容、結果が文書として記録保管されていない。透明性、説明責任の観点から、協議の内容、結果を記録として残し、委託料の積算根拠を明確にしておく必要がある。	○		経営企画課	出納窓口業務における委託料の算定基礎をより明確にするため、委託業者との協議内容等について記録しました。今後も協議内容を記録していきます。	措置済
V 固定資産管理								
34	127ページ	各種計画に係る委託料の会計処理について	各種計画に係る委託料の会計処理について、決算上の取り扱いが統一されていない。予算の編成段階で、決算上、固定資産としてどのように区分して計上されることになるか検討するためにも、予算を執行する所管課と固定資産を管理する経営企画課における十分な情報共有を行うことが求められる。	○		経営企画課	委託料の会計処理に関する取り扱いについては、原則営業費用に区分することとし、資産形成に資するものについては資本的支出に区分し要求することとしました。あわせて、委託料が決算上、固定資産としてどのように区分して計上されているか、予算ヒアリング時に、経営企画課の経理担当者が同席し確認を行うようにしました。今後、予算執行前及び決算整理前に担当課への確認を行うことで、適正な会計処理を実施していきます。	措置済
40	138ページ	原田中央幹線築造工事に係る建設仮勘定の振り替えについて	本工事のように、全体の計画期間が長期間に及ぶ場合、建設仮勘定から本勘定への振り替えを如何なる単位で行うのかが問題となるが、一部の供用が開始される場合には、処理原価や有形固定資産減価償却率による施設の老朽化度の適切な把握のため、会計上は、供用された部分については本勘定への振り替えを行い、減価償却を開始することが適切である。 今後、同様に工事期間が長期に及ぶ工事として「新免排水区第四分区幹線」が挙げられるが、当該工事については、事前に供用の都度、本勘定へ振り替える方を検討しておく必要がある。	○		経営企画課	建設仮勘定から固定資産勘定への振り替えについては、一部供用開始された場合には、振り替えることとしました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
45	146ページ	公用車の使用状況について	公用車の使用状況は様々であるが、走行実績の少ない車両についても管理コストがかかるため、今後とも、危機管理上、最低限必要となるものを除き、他課と共同して利用するなど、削減を図ることが望ましい。		○	総務課	車両管理各課に削減等の可能性について調査を行ったところ、原動機付自転車2台削減(令和元年度中)、小型ダンプ1台を軽トラック1台に車種変更(令和2年8月リース期間満了時)、小型トラック1台削減検討(令和6年9月リース期間満了時)との回答がありましたので、決定内容については該当時期に実施し、検討内容については該当時期までに結論を出します。	措置済
47	148ページ	耐震診断に係る委託料の取得価額への算入について	耐震診断に係る委託料が取得価額に算入されていたが、耐震診断は、その診断結果によって工事を行うか否かが決定されるものであり、初めから耐震工事を行うことを前提としていないことから、支出年度の費用として計上することが適当と考える。		○	経営企画課	支出年度費用をして計上することしました。あわせて、予算ヒアリングに経営企画課の経理担当が同席し、確認をしました。また、今後も予算ヒアリング、予算執行前及び決算整理前に担当課への確認を行うことで、適正な会計処理を実施します。	措置済
VII 会計								
56	164ページ	出納業務リスクの観点からの委託先管理について	出納業務リスクの観点から、委託契約履行上の改善点として、派出先の牽制機能の強化と窓口出納業務の検証手続の構築が挙げられる。委託の内容・仕様の見直しなどによって、現金事故に対する堅確性を向上させる必要がある。		○	経営企画課	・派出先の牽制機能の強化について 現金の取り扱いに関するリスク管理のために、関係機関と協議したうえで、市側から目視できるよう派出業務スペースの仕様を変更しました。	措置済
					○	窓口課	・窓口出納業務の検証手続の構築について 受託事業者と協議し、平成30年11月から、受託事業者の窓口業務終了時に収納全件の突合せ確認をする工程の追加を試行しました。試行により有効性が確認できたことから、令和元年7月に、受託事業者が収納日報に収納全件の突合せ確認欄を追加し、当課では翌開庁日の検収時に確認するよう本運用としました。	措置済(再掲)
57	168ページ	水道事業会計の退職給付引当金の過少計上について	水道事業会計における退職給付引当金残高が、平成29年度決算において66,053千円の引当不足(過少計上)となっている。当該引当不足額は、重要性の原則に照らして、決して少額との理由で許容される範囲とはいえない。退職給付引当金繰入額の予算不足が原因であるが、これは、予定貸借対照表作成時の対前期比較分析、つまり平成28年度残高と予定の平成29年度残高の変動幅の妥当性の吟味が有効に機能していなかったこと、予算編成部署(総務課)と決算書の調製部署(経営企画課)との連携が十分でなかったこと等により起こったものと考えられる。		○	総務課	従来は退職給付引当金を予算対比で算出しており、このことが過少計上の原因となっていたため、令和元年度予算からは前年度決算見込と予算の対比で算出するように変更し、引当金不足が生じないようにしました。 このこと併せて、総務課から「確認シート」を経営企画課に提供し、経営企画課が確認を行い、前年度とのいちじるしい齟齬が生じた場合には連携して検証出来る体制を構築しました。 また、退職給付引当金についてより理解を深めるために研修を実施しました。	措置済